

## 論文の内容の要旨

論文題目 昭和立憲制の再建 1932～1945年

氏名 米山 忠寛

本稿の目的は、昭和戦前期・戦時期（1932～1945年）を対象として、日本の立憲政治と戦時体制がどのように動揺し、またその動揺からの体制の建て直しが試みられていったのかを分析することである。

本稿の構成としては、この五・一五事件から終戦までの期間を3つの時期に区分する。危機の時代・再編の時代・再建の時代、の3つの時期である。それまでの政党を中心とした政党政治の枠組みが一旦崩れながらも、その中で立憲政治の確認がなされ、戦時体制の枠組みの中で新たな体制秩序が形成されていく過程に注目して分析を行っていく。

各章はそれぞれ3つの節に分かれる、各時期について権力・理念・政策の3つの側面から分析を行っていく。各章の第1節では政党内閣期以降に勢力を弱めていった政党が、勢力の減退を食い止め、再度の影響力の回復を試みていく過程を分析した。各章の第2節では憲政論に焦点を当て、立憲政治のあり方について議会政治家や知識人が立憲政治と議会の正統性の回復に努めていく過程を分析した。各章の第3節では戦時税制に焦点を当て、議会が関与する権限を持ったこの領域で戦時体制の下での負担の均衡を焦点として議論が行われていく状況を分析した。それぞれの時期における各分野についての分析を通じて、対立を内包していた戦前期・戦時期に立憲制の下で国内の再統合がなされていく過程の理解を試みていく。

第1章では危機の時代として、政党内閣期以後の政治的対立が深刻化し、体制が動揺していく1932～36年の時期を扱った。

第1章第1節では危機の時代の政党・議会を対象とした。政党・反政党の勢力の間の対立は深まり、テロとクーデターが頻発していた。批判を受けていた政友会・民政党の二大政党では、鈴木総裁・町田総裁の下で政権復帰が叶わないことに苛立ちが深まり、非主流派からは党内改革・政界再編を求め、新党へ向けた動きが活発化していくことになった。

第1章第2節では危機の時代の憲政論を対象とした。政党は政党政治や憲政常道を主張

していたが、政党による政権の独占に対する批判が徐々に強まっていく。天皇機関説事件・国体明徴運動において、政党は天皇と対立した存在として位置付けられたことで批判を受けていた。だが政党は美濃部達吉への批判に部分的に同調することによって批判を避けることに成功する。それは政党政治から立憲政治への政党の転換の第一歩であった。

第1章第3節では危機の時代の戦時税制を対象とした。深刻な国内の対立は政策面でも見ることができた。高橋是清蔵相は経済恐慌以後の状況への対処の不足などで不信を生じさせてしまった。そしてこの時期には経済状況の変化への対策として臨時利得税も導入された。暗殺された高橋の後任となった馬場錠一蔵相は高橋が放置していた問題を一举に解決しようとして大規模な税制改革案を立案した。だが馬場による問題提起には反発が強く実現には至らなかった。

第2章では再編の時代として、対立が膠着し、妥協が模索されていくと共に日中戦争が戦われていくことになった1937～40年の時期を扱った。

第2章第1節では再編の時代の政党・議会を対象とした。政党は林内閣・阿部内閣という陸軍軍人による内閣を倒すことでその力を示すことはできたが、政党への批判は依然根強かった。政党内部では党内の刷新・改革と共に、旧来の政党から一新されたことを示すための新党樹立が検討され始めた。新党の総裁候補としては近衛文麿の名前が挙がっていたが、近衛は既成政党に取り込まれることを警戒していた。最終的に両者の力関係の中で近衛は政党への進出を決断し（近衛新党）、各党の解党による大政翼賛会が成立した。結果的に翼賛会は多様な勢力の混合物となったが、それは政界再編の一つの成果ではあった。

第2章第2節では再編の時代の憲政論を対象とした。この時期には「政党政治」と「議会政治」の間にある違いが意識されるようになる。反政党勢力は政党への政権の集中は批判できたが、議会政治に対する批判の論拠を見出すことはできなかった。林内閣が示した「日本独特の立憲政治」という標語は反政党勢力による議会政治の承認を含意していた。日本において議会政治は国内の合意を得ることができたのである。それは政党にとっては勢力を回復していくための前提的基礎について合意を得られた大きな前進であった。そして欧州で流行していたファシズムに基づく議会政治否認の主張との違いを確認させる意義があった。

第2章第3節では再編の時代の戦時税制を対象とした。税制においては馬場の後任の結城豊太郎蔵相は大規模な改革を撤回し、経済界の反発や動揺を抑制した。1937年に始まった日中戦争は短期終結を目指す事変として戦われていたために、戦争への対応は体系的にはなされず、税制上の問題点には弥縫策が積み重ねられていった。税制改革がなされたのは長期戦が予想されるようになった1940年である。そこでは戦時体制の中での国内の負担の均衡について、平時における対立が形を変えて問われていくことになった。

第3章では再建の時代として、翼賛会が改組される新党運動が一段落すると共に、日米戦争が始まり長期戦への対策が必要とされた1941～45年の時期を扱った。

第3章第1節では再建の時代の政党・議会对象とした。政党は翼賛会の結成に際して解党していたが、旧来の既成政党が丸ごと翼賛会へ流入したために議会内の勢力図が変化することはなかった。その構図が再び問われたのが1942年の総選挙であった。この所謂翼賛選挙でも推薦が与えられ、多数を占めたのは現職を中心とした旧既成二大政党の候補者達であった。その一方でこの1942年選挙では多数の新人の立候補があり、政界への参入がなされた。軍人や右派勢力、官界出身者が議会に加わることによって、それまで批判を受けていた議会は再び国内各政治勢力を包摂する場となり、立憲政治の基盤が再構築されることになった。

第3章第2節では再建の時代の憲政論を対象とした。明治憲法は戦時を想定の外に置いては居らず、立憲政治は戦時体制を矛盾しない形で包摂し得た。体制の動揺からの回復が試みられていく中で、安定の基軸としての帝国憲法の役割が強調されることになる。戦時体制の中では議会の役割が強調されると共に、明治天皇と立憲政治の功績が強調された。議会勢力は自らを立憲制の伝統の中に位置付けることによって立憲制の確認から発展へと前進させていくことが可能になったのである。

第3章第3節では再建の時代の戦時税制を対象とした。政策の側面においても戦時体制の形成は国内体制の安定に寄与した。既成の資本主義に基づく体制を維持しようとする経済界や石橋湛山を中心とした知識人は、戦時体制の形成は許容したが、その代わりにその変化を戦時に限定的なものとするべきだと主張した。戦時の改革を恒久的な変革にしないということである。結果的に戦時体制の下で反資本主義と戦争運営という、危機の時代においては結びついていた2つの既成体制に対する批判の論理は分断されることになった。

本稿の分析の結果、政党内閣期以後に対立が生じていた国内体制の危機の状況が、妥協の成立によって一定の収束を迎え、そして戦時体制の下で体制の安定が回復していく過程が明らかになった。各時期における変化は単線的なものではなく、下降から安定、そして上昇と、国内体制の状況は変化している。それが全3章の各章間の流れである。

その上に各章の3つの節が権力・理念・政策（政党・憲政・税制）というそれぞれ独立した領域において示している変化が明らかにしているものは、各分野で生じていた変化の相似的な関係である。つまり各領域で生じた体制の動揺が徐々に妥協点を見出し、体制の再建がなされていく過程である。

この時期は一方では準戦時から事変として戦われた日中戦争、そして日米戦争へと日本が対応していく戦争の時期でもあった。ただ、そこで起こっていたことは単線的な国内体制の崩壊の過程ではなく、国内体制の中で危機に対応して形で合意が形成され、安定が回復されていく過程であった。

そこでは立憲政治と戦時体制という既にそれ以前から存在していた体制の枠組みが読み替えられることで活用されていく。それによって政党政治に代わる新たな形の国内各政治勢力の妥協が、立憲政治を基軸とした形で成立したのである。